

別表四 法第二十一条第一項の規定による予定申告書

納 税 地		年 月 日		前課税事業年度	自 至	年 月 日
法 人 名		税務署受付印 税務署長殿		修正・更正・決定の年月日	年 月 日	
法 人 番 号				前課税事業年度の防衛特別法人税額	円	
		年 月 日 課税事業年度分 年 月 日 予 定 申 告 書		同上のうち税額控除超過額の加算額等		
(ふりがな) 代 表 者		こ こ で の 申 告 場 が 修 正 申 告	この申告前の税額	差引防衛特別法人税額		
代 表 者 住 所			この申告により増加する税額	月 数 換 算	同上の税額× 前課税事業年度の月数	
(ふりがな) 国内源泉所得に係る 事業等の責任者				納付すべき防衛特別法人税額	円	

(用紙の大きさは、縦9.3センチメートル、横21センチメートル)

別表四 記載要領

- 1 この表は、普通法人（法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。）が中間申告（法第21条第1項の規定による申告書の提出をいう。以下この号において同じ。）又は中間申告に係る修正申告をする場合に記載すること。
- 2 「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該課税事業年度開始の日から法第21条第1項に規定する6月経過日（次号において「6月経過日」という。）の前日までの期間の月数を記載すること。
- 3 「修正・更正・決定の年月日」の欄は、6月経過日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条の規定による決定をいう。）の通知のあった日を記載すること。
- 4 「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、当該2以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）を記載すること。
 - (1) 前課税事業年度に法第16条第9項の規定の適用がある場合 前課税事業年度の別表二付表二「7の計」の金額
 - (2) 前課税事業年度の基準法人税額（法第10条に規定する基準法人税額をいう。以下この号において同じ。）に租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合 前課税事業年度の法人税法施行規則別表六(九)付表「32」及び「37」、別表六(十)付表「29」及び「34」並びに別表六(十二)付表二「19」及び「24」の金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額
 - (3) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第17条の4の2第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額
 - (4) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第4項の規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額
 - (5) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項若しくは第63条第1項の規定又は令附則第2条第1項に規定する旧貸借資産税額加算規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額